

## 「初診時の機能強化加算」について

当院は地域におけるかかりつけ医機能を担う医療機関として、患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な管理を行うとともに、診療録に記載しています。

なお、必要に応じ、担当医の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行うことも行なっています。

また、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び 夜間・休日の問い合わせへの対応及び必要に応じた専門医又は 専門医療機関への紹介を行っています。



医療法人さくら  
さくら記念病院  
2022年4月1日